

平成 19 年 6 月 28 日

「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」の策定について

当社はこの度、「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」を策定しましたので、お知らせいたします。

本行動計画は、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議による「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 19 年 3 月 26 日）に基づき、新型インフルエンザが大流行した際にも、消費者および従業員等の安全確保を最優先しつつ、石油製品を安定供給するために行うべき対策を定め、的確かつ迅速な対策の遂行に資することを目的としております。

以 上

【添付資料】

- ・「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」

新型インフルエンザ対策に関する行動計画

平成19年 6月

太陽石油株式会社

目 次

1.	行動計画の目的	1
2.	危機管理体制及び情報収集	1
	（1）危機管理体制の整備	
	（2）情報収集及び周知方法の整備	
3.	新型インフルエンザ流行時の事業運営体制	2
4.	事業所内及び従業員等への感染予防のための措置	2
	（1）新型インフルエンザ発生前の準備	
	（2）新型インフルエンザ発生直後の対応	
	（3）新型インフルエンザ感染拡大時の対応	
5.	海外に勤務する従業員等への感染の予防のための措置	3

1. 行動計画の目的

本行動計画は「事業者・職場における新型インフルエンザ※対策ガイドライン」（平成19年3月26日 新型インフルエンザ専門会議において決定）に基づき、新型インフルエンザ大流行時において、安全確保を最優先として石油製品を安定的に供給していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化を踏まえて、本行動計画の内容に関して随時検討を行い、必要に応じてこれを修正する。

※新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるようになり、ヒトからヒトへ効率よく感染するようになったウイルスに感染して起こる疾患。

2. 危機管理体制及び情報収集

(1) 危機管理体制の整備

①体制の整備

新型インフルエンザの発生前において、新型インフルエンザ発生時の対策検討、及び準備のため、必要に応じて関係者を召集し対応する。

新型インフルエンザ発生時においては、国内外及び社内での感染状況等を勘案し、「危機対策本部」（以下「対策本部」という）を設置する。

なお、対策本部は、産業医等の医療スタッフ、実際のインフルエンザ対策に従事する作業スタッフを含めて構成する。

②対策本部の設置

対策本部は『危機対策本部規程』に基づき設置する。

(2) 情報収集及び周知方法の整備

国内外の新型インフルエンザの感染状況に関する情報を、必要に応じて、世界保健機構（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体から入手するとともに、石油連盟をはじめとする各種事業団体、関係企業及び政府機関・地方自治体等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、本行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

①世界の情報

- ・世界保健機構（WHO）のウェブサイト
- ・鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- ・インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

②国の情報

- ・厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

- ・国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・同研究所の感染症情報センターのウェブサイト
<http://www.idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzez.mofa.go.jp>

③都道府県・保険所・市町村の情報

各都道府県・保険所・市町村が開設しているウェブサイトの情報を活用する。

3. 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

- ・必要に応じて、交代要員や補助要員を確保するなどの対応を行い、安全確保を最優先に、石油製品の安定供給に最大限の努力を行う。なお、具体的な事業運営については、政府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断する。
- ・事業継続のために必要な交代要員及び補助要員の確保策を検討する。
- ・経営層をはじめ管理職及び従業員等（労働組合も含む）、さらには医療スタッフとの役割と責任を明確にするとともに、非常時における相互の連絡体制を整備する。
- ・石油連盟をはじめとする各種事業団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体との連携を十分に図りつつ、総合的観点から検討する。
- ・世界的大流行（パンデミック）時も想定し、社内の業務及び設備等について安定供給の維持に必要なものを予め検討しておく。
- ・上記の事業運営体制や連絡体制等がより有効に機能するよう、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。

4. 従業員等への感染予防のための措置

従業員等への新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置当を講ずる。

(1) 新型インフルエンザ発生前の対応【フェーズ1～3】※

- ・国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
- ・手洗い、うがいの励行を指導する。
- ・マスク、手袋、手洗い用の消毒薬、うがい薬、ゴーグル等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。
- ・従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、周知徹底する。
- ・従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。（外務省の渡航情報発出以降）
- ・通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を検討する。

(2) 新型インフルエンザ発生直後の対応【フェーズ4】※

- ・国内外の新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情

報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。

- ・外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航を避けるよう指導する。
- ・手洗い用の消毒液およびうがい薬の各事業所への配備およびマスク、手袋、ゴーグル等を従業員に配布し、感染防御を指導する。
- ・発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- ・「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。
- ・従業員に健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。
- ・必要に応じ、予め検討した通勤や会議運営等における感染予防・感染拡大防止策を実施する。
- ・発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。

(3) 新型インフルエンザ感染拡大時の対応【フェーズ5以降】

- ・不急不要の外出を自粛するよう指導する。
- ・食堂や休憩所等で従業員が集まらないよう施設の閉鎖を含めた検討を行う。
- ・必要に応じ、検温の実施を行う。
- ・38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザのような症状を有する従業員等に対しては、産業医の意見も踏まえた上で、適切な対応を指導する。

※ インフルエンザ・パンデミック（世界的大流行）フェーズ

フェーズ1	動物からヒトへ感染する可能性のあるウイルスが検出
フェーズ2	動物からヒトへ感染するリスクの高いウイルスが検出
フェーズ3	ヒト感染はみられるが、ヒト→ヒト感染拡大は見られない
フェーズ4	ヒト→ヒト感染が確認されるが、感染集団は小さい
フェーズ5	ヒト→ヒト感染が確認され、より大きな集団感染が発生
フェーズ6	一般社会で感染が急速に拡大（パンデミック期）

各フェーズには「国内非発生」と「国内発生」の2種類があり、その表示方法は、フェーズ末尾にA（国内非発生）、B（国内発生）を付することにより行う。

5. 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成18年1月31日労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター）等を参考としつつ、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ・患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家

族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)

- ・外務省の渡航情報等を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外勤務の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)

- ・患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保険所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

以 上